

教育勅語と教育基本法の宗教的関連性

杉山元夫

1. 問題の提起

2006年「教育基本法」が改正された。制定後60年経過したうえだが、実は改正論議は、「日本国憲法」改正論議と連動して、40年前から出されていた。それは「教育基本法」において払拭した「教育勅語」の精神にもどしたいという要求から出ていることが、明らかに観察される。実に二つの思想運動が近代日本の教育界のみならず、社会を覆っている。教育基本法を理解するためには、その57年前に成立し、日本の教育界だけでなく社会全体を規定した前提ともいべき教育勅語の思想を解明し、両者が兄弟のような不即不離の関係でつながっていることを解明しなくてはならない。教育勅語は宗教化した国学の上に成立し、教育基本法は信教の自由の名のもとに国学によって形成された国体を否定することによって成立した。両者は対立するが、近代日本の政治運動はこの二つの間を行きつ戻りつしている。両者の関連性を理解するところに、日本思想史の根源のひとつがあると考えてこの論考は出発している。両者の関連性をつなぐひとつがキリスト教であることを明らかにするのが本稿の目的である。

2. 教育勅語成立における二人のキリスト者の排除

明治維新をもって近代学校が成立し、当初教育勅語を必要とする国家的要請はなかった。教育の前の自由と平等の宣言は、明らかにこの半年前に出された福沢諭吉の『学問のすすめ』の応答である。冒頭の「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと云へり」は、福沢がはじめてアメリカに渡って見聞した入れ札（投票）で大統領を国民から選ぶという民主主義の宣言である。しかもそこで用いられた「天」は、中国儒教の抽象的概念としての天ではなく、キリスト教の、しかもピューリタニズムの神を指している。「作る」ではなく、「造る」という文字が使われていることは、アメリカ独立宣言で用いられた「創造主」を意味している。アメリカから輸入された民主主義思想は、根幹にピューリタニズムがあり、そのためその後明治キリスト教徒は民主主義に親しみをもち、伝統的国学者は「天」をキリスト教と受け取り、警戒するという図式が生ずるのである。

「洋学」の流れを汲む維新政府のグループは開明派とも呼ばれ、その動きに拍車をかけたできごとが、1874年から1年8カ月をかけて実施された岩倉具視を全権大使とする使節団によるヨーロッパ視察であった。その全権副使の木戸孝允は「五箇条の御誓文」の原案に「旧来の陋習を破り、天地の公道に基くべし」を挿入するなど、開明的な政治家だったが⁽¹⁾、早くも1866年に「普通教育の振興につき建言書案」を提出し、世界の富強に対抗するために、全国に学校をつくって教育を盛んにすることが必要であると訴えている。国家の富強は人民の富強が土台をなすという認識が、洋学派にあった。

しかし政府の洋学志向に対して、王政復古派の動きがあった。周知のように江戸幕藩体制のもとで中心となった思想は儒学である。幕府の中国思想一辺倒に異を唱えたのが本居宣長である。「漢（から）心」を除かなくては「大和心」を見ることができないとして、国学をおこした。洋学に対して国学と儒学の並存する形が、近世日

本思想史の根幹をなす。幕藩体制支配者の言わば御用学問となっていた朱子学・陽明学から離れて、孔子、孟子の原典に立ちかえって儒教の根本に立ち返ろうとしたのが在野の荻生徂徠であり、さらに同じ民間人として、記紀の原典に立ち返って大和心を追求したのが本居宣長である。両者とも18世紀に起こされた江戸時代を飾る思想運動だった。同じ時期に杉田玄白は『蘭学事始』の翻訳を開始、完成させている。国学も洋学も江戸支配者の思想たる儒学に対抗した思想運動であった。

そういう流れが江戸時代末期にあったので、明治新政府が江戸時代の蘭学から始まった洋学を前面に押し出した教育方針を打ち出すと、国学と儒学が覇権をめぐって争うことになった。それは両者の対立になったので、それを調停するため、新政府は1868年国学に基づく皇学所と、学習院派の漢学所を設立する。その規則の中に「中国の学問も洋学も皇道の羽翼たるべきこと」と記されている⁽²⁾。すなわち洋学を掲げてヨーロッパの科学技術を吸収し、そのための人材養成をすることを鼓吹しながら、学校教育の目的は皇室を助けることにあるというのである。事実皇学所の規則の冒頭には、天御中主大神を筆頭にイザナギ、イザナミ、天照皇大御神、スサノウの記紀の主要神があげられている。「これをもとにして、子供向けに、しかも敬語をふんだんに使って文章を作ると、30年後の国定日本史教科書巻頭の1節ができあがる」と山住正巳は観察している⁽³⁾。明治政府の華々しく展開された開明主義は、その背後で伝統的な国学思想に抑制されはじめていたのである。

したがって1879年に「教学聖旨」が文部卿に下されると、開明的な教育政策の修正を天皇の名前によって求められていく。これは国学者元田永孚が起草した。当時民衆に影響をあたえつつあった自由民権運動に対抗するためだった。天皇が全国に巡幸して、天皇の支配権を民衆に訴える宣伝活動がその3年前から行われていたのは、その準備である。

「教学聖旨」は、教育が知識偏重になりすぎていると指摘し、その土台となるべき「徳育」が軽く見られていると批判し、儒教の教えである「仁義忠孝」を子供時代に教え込むことを求めている。就学率をあげることこそ為政者の急務であるにもかかわらず、急にこのような指示を出したのは、当時日本国中を席捲していた自由民権運動の掲げる自由・平等の理念が学校教育に普及することによって天皇を戴いた藩閥政府が、ヨーロッパで起こった革命で倒されるのではないかという不安からきている。教育政策はいつの時代でも政治的要請から生まれてくる。そして明治政府の伝統的教育観は、自由民権運動の教育観と対立する。すなわち、個人の自由・平等の確立が儒教的徳育を排除してしまうことを恐れたのである。西洋の科学技術ではなく、近代民主主義思想の実現を掲げた自由民権運動は、科学技術の洋学が土台をなしているキリスト教思想の発展した姿である。その洋学に対抗して国学と儒学が連携する。教育制度の確立期には、互いにその覇権をめぐって争っていた幕藩体制の二大思想は、大学で国学派と漢学派の喧嘩になって、大学の廃校になり、「学制」の公布とともに終息する⁽⁴⁾。ところがその後、洋学の攻勢という共通の敵を前に息を吹き返して同盟する。国学と儒学の伝統主義教育が、教育勅語の成立で実ると言ってもよい。

以上のごとく、政府による伝統的国家主義の教育政策は、国の対外政策を実行する軍部の要請ともからむ。個人の自由・平等の確立よりも、国の軍事政策に国民が協力する体制づくりが緊急の要請となる。1882年に出された「軍人勅諭」は、軍部からの教育要求ともいうべきもので、陸軍卿山県有朋の発案であった。ここで、天皇が日本軍の「大元帥」であることが宣言され、この天皇に対する忠誠が教育勅語と一体になり、以後の日本の教育目標に掲げられる。

教育勅語は、儒教と国学を採用し、洋学の科学技術を取り入れつつもヨーロッパ市民革命の成果としての、個人の自由と平等を捨てた。民主主義の起源は、イギリス17世紀におこったピューリタン革命である。それが名誉革命の「権利章典」で実り、アメリカの独立革命に引き継がれた。アメリカの「独立宣言」は、自由と平等と幸福追求の基本的人権は、聖書に基づいて「創造主」(The Creator)が一人一人に付与したものであることが宣言されている。フランス革命は無神論的啓蒙思想に立って自由と平等を宣言し、その反キリスト教性は、マルクスや唯物論的社会主義思想に受け継がれていく。自由と平等を根幹とした近代個人主義思想は、その土台をキリスト教か無神論的唯物論においている⁽⁵⁾。明治の日本には、それが同時に流入したが、明治時代における自由民権運動が多くのキリスト者によって担われたことを見るなら、民主主義思想はプロテスタンティズムの伝統に立っていたと考えてよい。そうしたなか教育勅語の成立過程で二人のキリスト教思想の体现者が排除された。そ

の事実、教育勅語の性格を考えるうえで重要である。

ひとつは、初代文部大臣森有礼の暗殺である。「大日本帝国憲法」発布の日に抹殺された。森は教育が国を繁栄させることの重要性を力説して伊藤博文の共感を得、内閣制度発足にあたって初代文部大臣に抜擢された。森は廃刀論、一夫一婦制を唱え、福沢諭吉をはじめとする当時の最高の知識人を集めて、進歩思想を掲げる明六社の結成のために奔走した。もちろん、それは彼のキリスト教精神に由来する。

森は死の2週間前の演説で、個人の立身出世に重きを置く近代主義者から、伝統的国家主義者に転換したと考えられてきた。それが誤解であることが、林竹二と佐藤秀夫の研究によって明らかにされた。森が国粋主義者であることのイメージを作った人物として井上毅があげられるが、佐藤は森の「閣議案」を井上が換骨奪胎してしまったことを分析した。この分析は正しい。森の発言の中に「国体」という語はなく、森が用いた「万世一王」という表現の中には、明治憲法で表現された「万世一系」の天皇という虚構ではなく、近代的国家という意味で使われている。「森の論理は、たしかに『国家』主義であるが、井上の解説した『国体』主義とは無縁であった」と佐藤が指摘するとおりである⁽⁶⁾。

林竹二が1870～72年までアメリカで公使としてすごした森を描くとき、そこには近代国家の体现者で、キリスト者の青年がいる。政府は岩倉使節団に託した最大の懸案たる不平等条約改正の交渉において、当時九州の浦上で起こったキリスト教徒迫害事件による日本への厳しい視線があるので、何らかの形である時期キリスト者の森を必要とした経緯がある。にもかかわらず、森は政府の要請を固辞して辞職し、『日本の教育』をまとめる仕事にいきなりそむく。その働きが後年の初代文部大臣の就任につながる。さらに森にとって重要な仕事は『日本における宗教の自由』の出版があった。この宗教改革から生じたキリスト教の最重要倫理ともいべき「信教の自由」は、森の生涯かけての闘いとなる。以上をふまえて、林竹二は森の人間性を、次のようにまとめる。「森は、もっともふかい行動の動機を、常に自己自身の確信に求めた人間だった。この姿勢は彼の生涯を貫いて変わらなかった。彼の一生は官僚として終始したが、それは自ら課した課題の性質からきたもので、彼の行動はもっと深い動機において全く官吏のそれではなかった。彼の行動や主張を吉田清成にくらべて見れば、このことは明白である。森には官吏でありながら、その仕事の中で、どこまでも人間であることをやめないところがあった。これが森にああいうはげしい一生を送らせ、また横死をよびよせることになった」⁽⁷⁾。森の行動原理の個人的動機とはキリスト者の倫理から由来するものであるとして、まちがいないだろう。その中で森の国家人の使命として運動した「宗教の自由」が、元田永孚らを不安がらせ、国粋主義者による刺殺に導かれたと考えられる。

元田永孚は森が文部大臣に就任することに反対した。それは森が「宗教家」、つまりキリスト者であるからだ⁽⁸⁾。これに対して総理大臣伊藤博文が反論し、両者の意見は平行線となる。天皇を神としていただく神道という宗教が前提となって、キリスト教とは相容れないと考えられていた。本居宣長以来国学は神道の観念を加え、天皇の神格化と結びつき、宗教性を帯びていることに注意しなくてはならない⁽⁹⁾。

そういうわけで、森の死は天皇制国家による死というより、風評にまどわされた庶民による殺人と見るべきである。その動機は論理ではなくエモーションなものである。後に史実としての教育勅語を防御するために国家が学問的論理をもって抹殺した津田左右吉の記紀研究や、美濃部達吉が憲法学で唱えた天皇機関説の場合とはちがう。その意味で、後に見る内村鑑三の受けた被害と同じ線にならぶ。

二つ目は、中村正直のキリスト教主義が排除されたことだ。時の文相榎本武揚が徳育教育に熱心ではないのを見て、芳川顕正を文相に任命して、教育勅語の作成を依頼した。芳川がそのために抜擢したのが、中村正直であった。中村はキリスト教徒なので、徳育の中心たる忠孝を掲げるものの、その起源として天を指し示す。キリスト教徒が「天」という場合、先に福沢諭吉で説明したと同じ、聖書に記された天地創造の神を意味する。近代的個人の完成を教育の目標に置き、そのため天にいる神を敬うことを教えた⁽¹⁰⁾。井上毅は山県有朋宛の書簡において「君主は臣民の良心の自由には干渉せず」⁽¹¹⁾という理由で中村案に反対した。キリスト教が国教となることを排し、近代的な信教の自由を求めるものだ。宗教というひとつの価値観を国民に強要しないという近代民主主義の理念を述べている。そして、これはプロテスタントが宗教改革で獲得した権利、森有礼が命をかけて実現しようとしていた権利である「信教の自由」にほかならない。しかし井上毅が元田永孚とともに作成した教育勅語には、キリスト教の神を排除したかわりに、むしろその反動として、国学思想もしくは神道思想に基づく天皇と

いう別の宗教的価値観を入れたのである。

そういうわけで、教育勅語は「教学聖旨」の儒教主義のようではなく、儒教の徳目を利用しながら、明治維新で起こった王政復古に基づく天皇への崇拜をもとにして書かれた。そのため中村正直が体现するキリスト教が排除された。森有礼がその実現に向けて奮闘し、「大日本帝国憲法」第28条に、かなり限定つきで盛り込まれた「信教の自由」は、教育勅語の成立をもって、実質的に消失する。

井上毅と元田永孚、このふたりの努力により教育勅語は完成した。元田永孚は「教学聖旨」を明治天皇より徳育教育の要請を受けて書いた。井上毅はそれに帝国憲法を作る側から反論して、日本の近代化を掲げて、『教育議』の原案を伊藤博文と協力して書いた⁽¹²⁾。対立していた元田の協力を得ることにより、近代国家建設は、帝国憲法とともに国学的、儒教的徳育教育を加えて完成する。

まとめると、教育勅語はふたりのキリスト教徒を抹殺して成立した。対照的な二人だった。特に森は「文相たる者が国民の宗教的感情をかくも法外に傷つける」⁽¹³⁾とベルツを嘆かせた行為をしたが、「信教の自由」を政治目標においたことは、「天」という宗教的価値観を勅語に性急におこうとした中村正直より、民主主義をキリスト者として正確に理解していたとみることができる。森の理想は日本国憲法を待って実現する。

3. 教育勅語の宗教性

教育勅語の全文は351文字からなり、実に短い。そこに述べられた「国体の精華」が国体思想として国民の目標になる。その土台をなすのが記紀神話である。井上哲次郎が書いた『勅語衍義』の注釈でも、BC660年神武天皇が実在し、天孫降臨の地宮崎県を出発して東征して、日本を統一して、奈良県の橿原で即位したことが史実であることが前提となっている⁽¹⁴⁾。大正デモクラシーの花として咲いた津田左右吉の記紀に対する実証的研究以来、現在の歴史学会では、神武天皇の歴史性は否定されている。第2代から第9代までの天皇の実在性は疑われている。津田左右吉の膨大な記紀研究は、実証的文献批評的で、その合理的研究は本文研究の模範である。結論部分で言う。「神武天皇から仲哀天皇までの物語を大観すると、国家経営の順徐が甚だ整然としている。…これも歴史的事実の記録であるよりは、思想上の構成として見るにふさわしいことの一つである」⁽¹⁵⁾。

現在でこそ歴史学、考古学の成果に立って、教育勅語が論拠とする『古事記』『日本書記』の神代史の部分を神話であると看做することができるが、当時の人々はその神話を歴史であると受け入れていた。教育勅語に内在する宗教性を感じ取る者は少なかった。副田義也が教育勅語本文全体を「ユートピア」と評した⁽¹⁶⁾。ユートピアというギリシャ語本来の意味は、「この地上には存在していない」という意味である。教育勅語が描いているのは、日本の建国当初の天皇と人民が一つになった理想的姿である。「大日本帝国憲法」が宣言する万世一系の天皇の神聖と教育勅語がセットになっていることから教育勅語の宗教性が流れ出てくる。

「教育勅語」にこめられた宗教性は、「御真影」が政府より下賜され、学校儀式において虚構が史実であることを土台にして、宗教行事として50年間壮大に厳かに実施された。その虚構に反応したのが、キリスト者だった。

4. いわゆる「内村鑑三不敬事件」と植村正久の対応

アメリカの友人ベル宛の書簡で内村は当時の様子を次のように述べている。「校長の式辞と勅語の朗読の後、教授と生徒が一人ずつ壇に上り、勅語にそえられた天皇の署名におじぎをする——仏教や神道の儀式で行われている祖先の聖遺物の前でおじぎをする方式——ことになりました。私は、この慣れない儀式に対処する用意がまったくありませんでした。」⁽¹⁷⁾（ゴシックは内村自身がイタリック体で強調した部分。下線は筆者）

内村の問題意識ははっきりしている。おじぎする対象は勅語そのものではなく、「勅語にそえられた天皇の署名」(the Imperial signature affixed to the Precept)である。それはプロテスタントキリスト教徒にとって忌み嫌う「聖遺物」(ancestral relics)であるという認識をもっていることだ。目に見えない唯一の創造主なる神を認識した内村は、これまで自身が拝んでいたあらゆる目に見える偶像を非合理的なもの、つまり「呪術」として捨て去った。にもかかわらず、自分が奉職したばかりの学校行事の中で、教育勅語の精神ではなく、勅語に付さ

れた明治天皇の署名を神として礼拝することが求められている。

内村がちょっとお辞儀をしなかった行為は、森有礼が伊勢神宮のみすをステッキであげた行為に匹敵し⁽¹⁸⁾、エモーショナルな動機でなされた、森有礼の暗殺と同じ線上にある。2週間苦しめられた腸チフスと肺炎から立ち直ってようやく触れた新聞を目にして内村が叫んだ言葉が、「何と！私の名が世論の中心となっていた（Lo! my name is the centre of public discussion）」⁽¹⁹⁾。国学には国粹的な宗教的狂熱を庶民の中で産み出される要因が眠っており、それが敵視するのは、儒教でも仏教でも神道でもなく、キリスト教にしばられる。徳川のキリシタン弾圧時代に民衆が風評に動かされてキリシタンに敵対意識を根強くもっていたことにも通じる。明治国家ができて、たかだか25年しかたっていないのに、天皇に対する尊崇はここまで国民に浸透し、それに反した言動をとすることは許されない状況になっていた。

内村の弁明は教育勅語そのものの否定に至っていない。教育勅語は実行すべきものであって、礼拝すべきものではないと信じていた⁽²⁰⁾。内村を非難しにやって来た教授や生徒にむかって、内村はおだやかに弁明する。「式の1週間後、私は訪ねてきた何人かの生徒と教授を迎え入れ、できるだけおだやかに、私のふだんの行動や生徒たちとの会話のなかに、また天皇の忠誠な臣民としての私の過去に勅語に反するような何かを見いだせるかどうか尋ねてみました。また私は、りっぱな皇帝が臣民に勅語をあたえるのは、それにおじぎをさせるためではなく、私たちの日々の生き方において、それに従わせようとされているにちがいない、とも語りました」⁽²¹⁾

結果的におじぎをしたものの、最初おじぎをしなかったのは「拒絶」(refusal)ではないと言っている。すなわち、勅語は受け入れられている。実行すべきものとして認識されている。しかし礼拝するように公の席で求められると、「ためらい」(hesitation)と「良心のとがめ」(conscientious scruples)が生じる。すなわちキリスト者としての個人が、国家の要請より優先するのである。

教育勅語の宗教性は一般には秘められている。それが教育現場や軍事的行動などの外に現れる時に露骨になる。一方、国家の制度には基本的に従うというのが、キリスト者共通の姿勢で、これは、次に見る植村正久にも見られる特徴である。

富士見町教会の牧師植村正久(1858～1925)は内村鑑三と同時代人である。教会で発行する「福音週報」第50号において、この事件を批判・論評している。明治初頭の古い表現なので、私なりにわかりやすく表現してみる。

先日高等中学校において、内村鑑三氏らが勅語にたいして低頭して拝礼をしないということで、その場で紛議を生じたことは、読者の記憶するところだ。私は今上陛下を尊敬する。陛下にたいして、敬礼をする。その尊影に対し、勅語に対し、同一の精神に基づける敬礼をなしたからと言って、その智慧、得失はしばらくおき、これをもって、偶像を拝するなり、十戒に反することなりと、容易に断言することはできない。しかれども、この事は単独の問題として論ずべきではない。その関連することはきわめて広く、その関係ははなはだ重大なるものあり⁽²²⁾。

内村の事件を論評する前に、植村は一般論としての偶像礼拝について論じ、現明治天皇を尊敬すること、したがってその写真に対して、天皇の名前において発せられた教育勅語に敬礼することは、偶像崇拝を禁ずる十戒に反することにはならないと慎重に述べる。クリスチャンである将校、兵士が靖国神社に参拝しその祭儀にあずかるようなもので、キリスト教徒の罪になると断定できないのではないかと述べる。天皇に敬意を表すことは、立憲君主制の国家の国民として当然だという認識である。内村と同じく教育勅語を宗教文書として批判していない。勅語を礼拝することを何の法的根拠もなしに行なっている教育行政を批判している。この合理主義、言わば儀式の中に存在する「呪術」からの解放は内村の「良心」に通じ、南原繁にもつながるものである。

5. 教育基本法とキリスト教の関連

教育基本法の成立は、アメリカを中心とした連合国総司令部(GHQ)の一連の改革の一環として行われた。1945年中に連合軍により4つの重要指令が出された。①日本教育制度に対する管理政策 ②教員及び教育関係者の調査、除外、認可 ③国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督ならびに弘布の廃止

④ 修身、日本歴史および地理の廃止。

日本の教育制度の改革は、1946 年 GHQ の招きにより「米国教育使節団」が来日したことからはじまる。使節団はまもなく、戦後の日本の教育改革についての勧告を連合国最高司令官マッカーサーに提出した。その結果 1946 年 8 月に内閣総理大臣の諮問機関として「教育刷新委員会」が設置された。これは後に「教育刷新審議会」と改称された。

「教育刷新委員会」は 1946 年 9 月 7 日委員長に前文部大臣の安部能成を、副委員長に東京帝国大学総長の南原繁を選出。委員は 50 人以内。自由主義的な知識人、小中学校校長、そして女性も任命された。教育基本法は田中耕太郎文部大臣、南原繁教育刷新委員会副委員長がかかわっている。田中耕太郎はカトリックの、南原繁は内村鑑三の流れをくむプロテスタントのキリスト者である。

南原繁と戦後教育改革とのかかわりは、寺崎昌男の報告がある。『もし』という言葉は歴史研究にとってタブーである。筆者（寺崎）もそのことはわかまえているつもりであるが、戦後教育改革について記すとき、この言葉を使ってみたいという誘惑をおさえることができない。もし南原繁という人物がいなかったならば、日本の教育改革は、あのように無事に進まなかったのではないかと」⁽³³⁾

寺崎も指摘しているとおり、南原は戦後日本の教育改革の中心にいた。1945 年 12 月に東京帝国大学に就任したばかりの南原は、アメリカ教育使節団に協力するための日本側教育委員会委員長を 1946 年に、同年教育刷新委員会副委員長を、翌年から同委員会委員長に就任した。1952 年の委員会の解散まで、実に 6 年余も総会の議長などを務め、全体を取りまとめ、指揮した。

戦後教育の礎をすえたという意味で、「教育刷新委員会」の業績、すなわち南原繁の果たした役割は大きい。その中で注目されるのは、「教育刷新委員会」は当初文部省からも CIE からも独立し、内閣総理大臣の諮問機関であることを南原が確認させたことである⁽²⁴⁾。教育問題についての最高決議機関として位置づけたからこそ、教育基本法をはじめ、六・三・三制、教員養成制度など戦後教育の路線をしいた重要法案を次々と国会で法案化させることができた。実務者としての南原の手腕を観察できる。自主・独立の精神と合理主義者としての管理能力の中に、彼のプロテスタンティズムの精神を伺うことができる。

一方、教育界のマッカーサーのごとく絶大な権限を委譲されて、改革の実績をあげた政治家は、独裁者を別にすれば日本史上まれではなからうか。プロテスタント南原の地位は、キリスト者の文部大臣森有礼の立場に匹敵する。森が一時教育改革に腕をふるうことができたのは、その背景に明治維新における開明派の活躍があったからである。同じように南原の実り豊かな活動を可能にしたのは、近代民主主義を土台とした日本国憲法がその背後にあったからである。キリスト者は欧米民主主義の中に政治活動の場所を見出すと言ってもよい。大日本帝国憲法と教育勅語体制に抑圧された自由民権運動は、欧米民主主義を担って戦後に復活して、キリスト者の政治活動の道を開いたと言える。

先に林竹二は「森は官吏でありながら、その仕事の中で、どこまでも人間であることをやめないところがあった」と森を評価したが、森の内面に燃え立つキリスト教倫理は、同じように南原にもあったと見るべきである。ファシズム批判の主著『国家と宗教』を処女作として 53 歳で出版しても、国から受難を受けなかった⁽²⁵⁾ 目立たない政治哲学者南原と、戦後人が変わったように政治世界の真ただ中に出て活躍した南原は、別人ではなく、キリスト者として統一された人格である。同じ情熱を持っていながら、森の教育改革は性急であり、誤解をあたえるものとなり、頓挫したが、南原は「教育刷新委員会」という組織を合理的、有効に用いて、法案を国会に通過させた。旧憲法下でひとつの法案を議会で可決するために多くの機関の審議をへて長期間かかるのとは、雲泥の差である⁽²⁶⁾。「教育刷新委員会」で最初に取り上げられた議題が、教育勅語にかわる教育基本法の作成である。この原案の作成は田中二郎元東大教授と田中耕太郎と一般には認識されているが、山口周三は、南原繁の果たした役割が多かった事実をあげている⁽²⁷⁾。

では、南原は教育勅語をどう見ていたか。1955 年に執筆された『明日をどう生きる』の中で、「教育勅語」体制を総括して、次のように述べている。「日本の旧い教育理念は、明治以来一貫して、国家的精神、しかも一系の皇室を中心とした皇国日本の民族的國家理想に凝集されてあったと称してよい。人間はかかる國家の忠良な『臣民』たることが本分であり、何よりもその求められたものは、皇運の扶翼と民族の発展であった。したがっ

て、そのために必ず想定される戦争において、身を鴻毛の軽きに比して犠牲の供することが、国民最高の徳と見なされていた。明治・大正・昭和を通じて、敗戦にいたるまで長いあいだ、日本を動かした『教育勅語』の精神はそれにほかならない。わが国民教育の基準はいつでもここに求められ、歴代の教育改革も、これが演繹と解釈にほかならず、それを突端にまでおしつめたものが、太平洋戦争中に制定された『皇民の錬成』教育であったと言えよう。⁽²⁸⁾

ここで南原は教育勅語による教育を受けた者としての経験から、教育勅語が求めているもの、つまり教育の目的は、皇室のために自らを犠牲にすることだと言いきっている。多くの学徒出陣を見送った者としての痛切な証言である。南原にとって教育勅語は戦争に駆り立てる悪しき手段として観る。

さらに教育勅語が宗教文書であるとも言いきっている。その前年「民族の独立と教育」で次のように述べる。「かくて明治の学制布かれて80年、終戦にいたるまで、われわれを支配した近代の教育原理は、詮じつめれば、万邦無比のわが国体の護持と皇運の扶翼にあったのである。そして、その精神の精華が『教育勅語』にあったのである。この『教育勅語』こそわが国民の倫理的・宗教的經典として、天皇の真影とともに神聖視せられ、国民はその前に礼拝を教えられ、また強いられた。たまたまその取扱いや作法において違うことのあった場合、いかに多くの真面目な教育者が、非国民あるいは異端として、社会から葬りさられたか。われわれの恩師や諸君の先輩のうちに、その例は少なくないであろう。この意味において、かの終戦最初の年頭の詔書において、まず天皇がわが国史に伝承された『現人神』としての神格を自ら否定されて、一個の人間として国民の間に立たれたことは、ひとつの重大な歴史的宣言であったと称していい」⁽²⁹⁾

ここで南原は教育勅語を宗教的經典と言いきっている。同じキリスト者内村鑑三と植村正久の見解より進んでいる。否、二人の言いたかったことを代弁したのかもしれない。天皇の「御真影」まで神として拝礼させられたおかしさにまで言及し、それが教育勅語から生じた日本人の宗教性であるとして糾弾している。ここに勅語を拝礼することの非合理性が指摘され、ウェーバーの言う「呪術からの解放」が見られる。「真面目な教育者が非国民、異端として」葬られた事実をあげたことは、明らかに恩師内村鑑三の受けた、いわゆる不敬事件を思い描いている。この無念の思いをこめて、教育勅語にかわる教育基本法が南原の指導性で作成されたのであるから、教育勅語と教育基本法はキリスト教という宗教において連関していると観察できる。さらに「国史に伝承された」天皇の神聖性、つまり「記紀」の神代史の部分が歴史ではないことが南原によって確認され、その事実が教育基本法の背景にあることも認識できる。

では、南原は教育基本法の理念についてどう言っているか。何はにおいても「日本国憲法」に基づくことを、続いて次のように述べる。「それ故に、この天皇の人間宣言と相まって、ひとしく国民の人間性の確立こそは、わが国有史以来の最大革命を意味する。それは日本の『人間革命』『精神革命』であり、その後の政治・法律・社会諸般の改革の前提となったものであって、他のいずれの改革にまさって最も重要な意義を担うものである。ここに、いまや人間が人間としても『自由』と『権利』——なにものによっても奪われることのない『基本的人権』が、遅ればせながら、はじめてわが国に確立されたのである。思想・言論・集会・団結の自由、生存と勤労、幸福追求の権利等、これである。」⁽³⁰⁾以上の基本的人権が明治憲法下では制限され、有名無実なものであると述べ、続ける。「それらは、近代欧米諸国のごとくに、その基礎に置いて『人間』個人の自覚と自己決定を前提とするものではなく、依然として皇室を中核とする神権国家の『臣民』の属性にほかならなかったからである。この点において、わが国の新しい民主主義憲法と体制は、はじめて人間の自由と尊厳の上に立てられたものといっていいいであろう」⁽³¹⁾

教育基本法は日本国憲法の基本的人権を基礎において作成されたことを観察できるが、基本的人権の基礎には「人間」があると宣言されている。教育勅語には人間がなかった。皇室をいう国が優先されていたからである。人間の自由と権利を第一とする民主主義体制は、明治の開明派がいちはやく唱え、森有礼は法文化にむけて努力した。自由民権運動が憲法を制定して欧米の近代国家に倣うことを願ったことが、それは敗戦という悲劇を経てようやくかちとられたことになる。

基本的人権の土台に「人間」をおくのは、南原の強調する点である。ヒューマニズムこそ教育勅語にはなかった精神であり、基本的人権の基礎である。したがってヨーロッパのルネッサンスの精神を継承することを、南原

はどこでもくりかえし強調する。ルネッサンスとならんで宗教改革の精神も見倣うべきことが強調されるところにも、南原の面目がある⁽³²⁾。「信教の自由」下で宗教教育の必要を説く。

1946 年から 6 年間「教育刷新委員会」（後に「教育刷新審議会」）の教育改革の期間は日本史上特別な精神的雰囲気があったと私には見える。それは 17 世紀ヨーロッパに起こった資本主義の精神に匹敵する。資本主義の精神をつくったのはカルヴィニストたちだったが、日本の戦後教育改革をつくったのは「教育刷新委員会」を指導した南原繁個人の内面性、プロテスタンティズムに帰せられてよい。

しからは、プロテスタント南原繁を動かした聖書の指導原理は何か。ここにウェーバのキリスト教エートス論の適用があると判断する。予定論でも契約神学でもない。南原は特に限定してそのことに触れていないが、私が南原の行動を観察して思い浮かぶ聖書倫理は隣人愛である。「あなたの隣人をあなた自身のように愛せよ」（マタイの福音書 19 章 19 節）。

隣人愛を突き動かしている原理はイエスの十字架による贖いである。大正 6、7 年の頃、倉田百三が『出家とその弟子』という戯曲を上演した。これを観た南原は、浄土真宗と親鸞の生き方に感動して内村を訪ね、この感動を伝えた。内村は同感したが、「われわれと違うのは、あの中に十字架がないことだ」と言われたことに南原は注意している。そして次のように結ぶ。「これは味わうべき深い洞察であると思う。もし、イエスの教えが無限の愛と慈悲だけを説くのであったら、いま少しく多くの日本にも迎えられ、世と妥協し得たでもあろう。しかし愛と同時に『正義』——峻厳な神の義を強調するところに、大きな特質がある。ただ唱名を唱えることによって罪が赦されるというのではなく、それには大きな犠牲を必要としたのである。すなわち、神自身が正義のためにその一人子を人類の罪に代って十字架にかけねばならなかったこと、それなしには人類との和解ができなかった点である。だから、人間の側には、イエスの十字架を仰ぐことによって罪が贖われるとともに、それぞれの十字架を負うてイエスに従うことが要求されるのである。」⁽³³⁾

6. まとめと考察

教育勅語と教育基本法の互い相反する 2 大思想は、ともにキリスト教とつながりをもっていることを明らかにした。前者はキリスト教を排除して、後者はキリスト教思想によって成立した。戦後史が後者から前者への接近の過程であるとするなら、後者の掲げた「信教の自由」をどう取り扱うかということが課題になる。国家が一つの宗教をもつというのはもはや時代逆行というべきだろう。国学と神道を日本人の愛すべきひとつの美しい宗教世界と見ていく必要があるだろう。

注

- (1) 井上清『日本の歴史 20』（中央公論社 1966 年）p87
- (2) 山住正巳編『教育の体系』（岩波書店 1990 年）p456
- (3) 同上 p457
- (4) 小原國芳編『日本新教育百年史』（玉川大学出版部 1970 年）p42
- (5) 拙稿「民主主義の起源」（『東海紀要』第 15 輯 1978 年）
- (6) 佐藤秀夫『教育の文化史 1』（阿吽社 2004 年）p222～224
- (7) 林竹二「森有礼研究（1）」（『東北大学教育学部研究年報』第 15 巻、1967 年 3 月）p15
- (8) 山住正巳編『教育の体系』p473
- (9) 松本三之介「国学の政治思想」（『政治学事典』平凡社 1954 年 p417～8）
- (10) 中村正直草案（山住正巳編『教育の体系』p373）
- (11) 「山県有朋宛井上毅書簡」（山住正巳編『教育の体系』p375）
- (12) 山住正巳『教育の体系』p80「解題」。副田義也『教育勅語の社会史』（有信堂）p22～35
- (13) 『ベルツの日記』（岩波文庫）2 月 16 日
- (14) 山住正巳『教育の体系』p412
- (15) 津田左右吉『日本古典の研究 上』（津田左右吉全集第一巻 岩波書店）p295。それを手際ぎわよくまとめたの

- が、井上光貞『日本の歴史 1』（中央公論社 1973 年）p254～272
- (16) 副田義也は『教育勅語の社会史』（有信堂 1997 年）p62～64p。245～248）で、「教育勅語」を「補完」した詔勅として、1908 年に発布された「戊申詔書」をはじめ、「国民精神作興ニ関する詔書」（1923 年）、「国体の本義」（1937 年）、「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」（1939 年）、「臣民の道」（1941 年）を紹介しているが、それらは侵略戦争と植民地化を正当化し、推し進めるため国民に訴えるもので、日本の軍部ファシズムを肯定し、さらに天皇を神として宣言した内容で、「教育勅語」を「補完」したものとは言いがたい。その非歴史的部分を大正デモクラシー期の学問の進展とともに修正したものではない。ただ日清戦争後文相に就任した西園寺公望がもっとりべらな教育勅語の改訂を目指していたことは、注目されてよい。それほど教育勅語と「御真影」による天皇制公教育は、歴史的な虚偽の国体論に立脚していたという認識が、政府内にあったということなのである（佐藤秀夫『教育の文化史』阿吽社 p163）。
- (17) 『教育の体系』（岩波書店）中「ベル宛内村鑑三書簡」。もともと英文として記録されていたが、編者山住正巳が翻訳した。p386～393。この歴史的事件の当事者である内村の内面性を直接うかがわせる貴重な記録である。
- (18) 副田義也は、森有礼が伊勢神宮の御簾をステッキであげた行為は、神官たちが流したデマであると言っている。『教育勅語の社会史』p46
- (19) 「ベル宛内村鑑三書簡」
- (20) 小澤三郎「植村正久と内村鑑三不敬事件」（『植村正久と其の時代 新補遺』教文館 1976 年）p184
- (21) 「ベル宛内村鑑三書簡」
- (22) 以下富士見町教会が明治 24 年 2 月 20 日に発行した「福音週報第 50 号」の植村正久の「不敬罪とキリスト教」は、『植村正久著作集 1』（新教出版社 1966 年刊）p288～291 からの引用である。
- (23) 寺崎昌男「教育改革者としての南原繁」（山口周三『資料で読み解く 南原繁と教育改革』東信堂 2009 年 p293）
- (24) 山口周三『資料で読み解く 南原繁と教育改革』p24
- (25) 丸山真男、福田欽一編『聞き書 南原繁回顧録』（東京大学出版会 1989 年）p152
- (26) 拙稿「国家と人間——『西園寺公と政局』にあらわれた人間像」（『東海紀要』第 26 輯）における「ロンドン条約」の締結にいたる経過を見よ。
- (27) 山口周三 前掲書 p57～58
- (28) 『南原繁著作集』第 8 巻（岩波書店 1973 年）p223～224
- (29) 同上 p184
- (30) 同上 p184～185
- (31) 同上 p185
- (32) 同上 p193
- (33) 南原繁「内村鑑三先生誕生百年に思う」（1961 年）（『南原繁著作集』第 9 巻 p352～353）